

西日本高速道路株式会社九州支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和7年7月31日(木) 九州支社 2階会議室		
出席委員 (五十音順・敬称略)	笠間 清伸(九州大学大学院 教授) 田坂 幸(古賀・花島・桑野法律事務所 弁護士) 鍋嶋 隆志(佐藤・林法律事務所 弁護士) 藤林 大地(西南学院大学 教授) 前越 俊之(福岡大学 教授) 吉武 哲信(九州工業大学大学院 教授)		
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日		
抽出案件／対象件数	6件/84件	件名等	
工 事	一般競争入札	1件/1件	・鹿児島道路 神之川橋(PC上部工)工事
	条件付一般競争入札	2件/23件	・宮崎自動車道(特定更新等) 天神トンネル(下り線)他1トンネル覆工補強工事 ・九州自動車道 溝辺PA他1箇所営業施設改修工事
	指名競争入札	0件/0件	—
	随意契約	1件/8件	・令和6年度 九州支社管内 磁気カード方式料金収受機械更新工事
調査等	1件/29件	・九州自動車道 久留米南スマートインターチェンジ構造物基礎調査	
維持管理役務及び物品・役務	1件/23件	・令和6年度 北九州高速道路事務所 湿塩散布車購入	
少額契約 (250万円以下)	0件/1,254件	—	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
◆入札監視事務局からの報告 —	—
◆入札・契約手続きの運用状況等の報告 —	—
◆抽出案件①の審議 【鹿児島道路 神之川橋(PC上部工)工事】 ・技術審査の項目において、会社に求める同種工事の過去の施工実績の期間はどのように決めているのか。	・過去15年の実績を設定するように内規で定めています。

<ul style="list-style-type: none"> ・技術審査の項目において、高度な技術力の1項目のみ相対評価となっているのはなぜか。 ・技術審査の項目において、高度な技術力については工事毎に特性等を鑑みたうえで決めていると思うが、基準等で予め決まっているのか。 ・技術提案評価において、過度なコスト負担であるとして評価していない項目があるが、過度なコスト負担であると判断する基準の金額はどのように決めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの絶対評価だと同点になることが多かったため、応募者間の点差をつけることを目的に1項目に限定して相対評価を試行的に導入しているものです。 ・基本的なひな形はありますが、工事の特性や地理的な制約、構造上の問題点を考慮したうえで、各工事毎に都度設定しています。 ・工事の発注規模に応じて都度設定し、それを超える提案については過度なコスト負担として評価しないという審査結果になっております。
<p>◆抽出案件②の審議 【宮崎自動車道（特定更新等） 天神トンネル（下り線）他1トンネル覆工補強工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価点が最も高い者が辞退となっているが、辞退理由は何か。 ・不適格として通知された者の不適格理由が「提出された書類で施工実績に関する要件を満たしているか確認できないため。」とされているが、参加者側に落ち度があつてこのような判断となっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他支社管内で発生した工事中事故を理由に辞退書が提出されたものです。 ・提出された資料をもって審査する旨を入札公告においても謳っており、参加者側の不慣れや理解不足による資料の不足や添付誤りなどの理由で施工実績に関する要件を確認ができない場合は、各審査会での審議を経て不適格と判断しています。
<p>◆抽出案件③の審議 【九州自動車道 溝辺PA他1箇所営業施設改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札となった主な理由は何か。 また、また工事履行に支障はないと判断したのはなぜか。 ・この調査から、いわゆる“下請叩き”のような状況ではないと判断できるのか。 ・公募での入札参加者もいるが、指名併用で指名した42者中41者が辞退となっている。辞退者が多い理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費については、当社積算額と開差はありませんでしたが、諸経費のうち一般管理費に大きな開差があり、調査資料にて財務状況等も確認したうえで工事履行可能と判断しました。 ・受注者の積算内容は、直接工事費と間接工事費の計である工事原価について、当社積算額よりも高い金額で入れられているため、下請叩きの状況にはないと考えております。 ・辞退された41者のうち、31者が「技術者不足」を理由としており、要因としては、熊本での半導体工場建設によるものや慢性的な左官職人の不足、足場の材料不足等の複合的な要因が考えられます。

<ul style="list-style-type: none"> ・不調対策として実施したことはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕期間を6ヶ月とりましたが、結果的に辞退者の減には繋がっておりません。
<p>◆抽出案件④の審議 【令和6年度 九州支社管内 磁気カード方式料金收受機械更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2者中1者辞退となっているが、辞退理由は何か。 ・2者での見積競争で発注されているが、見積りの相手方としては特許を持った2者しか選択の余地はないということか。また、当該工事の必要性について詳細をお聞きしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容から「採算が合わない」との理由で辞退書を提出されています。 ・施工可能な業者が2者しかおりませんので、現状では当該2者が見積競争の相手方となります。必要性については、計画的に更新計画に基づき工事発注を行っており、機器の耐用年数が8年であるところ、既に10年経過してなお稼働中のものもあるため、今回更新したものです。
<p>◆抽出案件⑤の審議 【九州自動車道 久留米南スマートインターチェンジ構造物基礎調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査対象基準価格を下回った価格の入札は全て「落札者とししない」としているが、低入札価格調査を行って決定とはならないのか。 ・選定者を19者から13者に絞っているが、選定された者の技術評価点が満点の41点が1者と40点の12者で、非選定となったものの評価点が39点の6者であり、技術的な差は無いものと思われるが、基準に基づく選定プロセスどおりに選定した、ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格落札方式において、契約制限価格以下で、かつ審査対象基準価格以上の適正価格帯に応札者がいる場合は、審査対象基準価格を下回る者については、低入札価格調査を行わず、自動失格となります。 ・差がついている個所は、技術者評価に関する項目と企業の社会性、働き方改革に関する項目であり、当社としても社会的に貢献している者を見極めたうえで評価したいと考えており、当社の基準に基づき選定しているものです。
<p>◆抽出案件⑥の審議 【令和6年度 北九州高速道路事務所 湿塩散布車購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が99.9%となっているが、契約制限価格の算出はどのように行ったのか。 ・このような特殊車両は、入札参加者が自ら車両を調達して改造を行い納車されるのか。どこか別のところに依頼するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回応札のあった全4者から見積りを徴収しており、一番価格の安い者の価格を参考に契約制限価格を算出しております。 ・入札参加者が自ら調達した車両に、製作した「架装部」を搭載して納車されます。

<p>◆委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>特になし</p>	<p>—</p>
--	----------